

平成28年9月七管内漁船海難 計11隻

☆9月の主な海難

【乗揚げ海難の概要】

漁船A丸船長は、一本釣り漁のため、日没後漁場向け出港し、目的の漁場での漁を終え、漁場を移動している時、浅瀬に乗揚げてしまいました。乗揚げた浅瀬は、普段なら夜でも陰影でわかる岩場の直ぐ近くにある瀬でしたが、当時、A丸の進路前方で漁をしていたイカ釣りの集魚灯の灯りに幻惑され、浅瀬の目標となる岩場がわからず、乗揚げたようです。



浅瀬へ乗揚げたA丸の状況

漁船海難隻数 (速報値)		
衝突	★	2
浸水	■	1
火災	▲	2
乗揚げ	◆	3
機関故障	◇	1
転覆	▼	1
その他	●	1
合計11隻		

県別内訳		
	9月	H28累計
山口県	1	12
福岡県	3	22
佐賀県	1	4
長崎県	4	38
大分県	2	12

9月の漁船海難発生地点



県別内訳表は、各県に所在する海上保安部署の担当海域にて発生した海難の合計数を示しています。数値は速報値です。

<9月海難の特徴>

例年になく「乗揚げ」が3件発生しています。うち、2隻(1隻は9月の主な海難事例)は、集魚灯の灯りで幻惑されたり、荒天時、狭い海域を無理して航行中に追い波の影響で舵が効かなくなった事例で、どちらも無理をして航行した結果乗揚げています。くれぐれも無理な航行はしないようにしてください。



船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則が 平成28年7月1日から一部改正されています！

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則が一部改正され、平成28年7月1日から、「見張りの実施義務違反」、「発航前の検査義務違反」が行政処分の対象となりました。

小型船舶(20トン未満の船舶)を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)の遵守事項が次のとおり定められています。

<遵守事項>

- ・酒酔い等操縦の禁止
- ・免許者の自己操縦
- ・事故時の人命救助
- ・危険操縦の禁止
- ・見張りの実施
- ・ライフジャケットの着用
- ・発航前の検査

<遵守事項違反点数>

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
船酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、 見張りの実施義務違反(新規)	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反(新規)	2点	5点

※この遵守事項に違反すると、それぞれの違反内容に応じた点数が加算され、6月以内の業務停止命令等の行政処分を受けることとなる場合があります。